

# 金沢市障害者高齢者体育館指定管理者募集要項

金沢市障害者高齢者体育館（以下「体育館」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

## 1. 対象施設の概要

- (1) 名 称 金沢市障害者高齢者体育館
- (2) 所 在 地 金沢市駅西本町2丁目3番27号
- (3) 供用開始 昭和57年6月
- (4) 施設規模 構造 鉄筋コンクリート造平屋建  
敷地面積：2,456.10 m<sup>2</sup>（別途駐車場 502 m<sup>2</sup>）  
延床面積：1,824.12 m<sup>2</sup>
- (5) 施設内容  
【体育館】  
体育館、ボウリング場、機能回復訓練室、多目的室、ホール及び廊下、事務室  
【屋外施設】  
駐車場 34台分（760 m<sup>2</sup>）、駐輪場（38.4 m<sup>2</sup>）
- (6) 開館時間 午前10時～午後9時。ただし、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は午前9時から午後7時までとする。
- (7) 休 館 日 原則として、毎週水曜日（その日が休日である場合は、その日を除く。）、休日の翌日、年末年始。
- (8) 入館者数 過去の実績（過去3年間） (単位：人)

年度	体育館	ボウリング場	機能回復 訓練室	多目的室	計
29	25,477	392	4,581	3,335	33,785
30	24,813	310	5,266	3,814	34,203
元(※)	22,976	495	4,458	3,369	31,298

(※) 令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自主事業の休止、団体利用の自粛要請期間あり（令和2年3月2日～令和2年3月31日）

## 2. 指定管理者として行う業務の範囲

- (1) 体育館の使用の承認に関すること。
- (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他体育館の管理上市長が必要であると認める業務。

\* 詳細については、別紙「金沢市障害者高齢者体育館指定管理者の業務仕様書」（以下「仕

様書」という。)を参照してください。

### 3. その他指定管理者が行う業務

体育館の使用料の徴収事務（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく公金受領受託者としての事務）

\* 詳細については、仕様書を参照してください。

### 4. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（指定期間中、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、金沢市と細目を定める協定を締結するものとします。）

### 5. 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、委託料として会計年度ごとに支払います。

### 6. 施設の使用料

施設の使用料については、全額、金沢市の収入（歳入）となります。

### 7. 応募資格及び欠格条項

#### (1) 応募資格

ア 応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理運営を行うことができるものとします。

イ 応募者は、金沢市内に主たる事務所（本店）を有する法人等でなければなりません。

#### (2) グループ応募について

ア グループで応募する場合、応募時に共同事業体を結成することとします。

イ 構成員の中から、代表団体を定めてください。ただし代表団体の出資比率は50%以上であることが必要です。

ウ 構成員の半数以上が金沢市内に主たる事務所（本店）を有する法人等でなければなりません。

エ 協定の締結にあたっては、共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。

オ 選定後の協議は、代表団体を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同事業体の構成員すべてが負うこととなります。

#### (3) 複数応募の禁止

ア 単独で応募した法人等は、グループ応募はできません。

イ グループ応募の代表団体及び構成団体は、複数のグループ応募はできません。

#### (4) グループ応募の代表団体及び構成団体の変更

グループ応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

#### (5) 欠格条項

次に該当する法人等（グループ応募の代表団体及び構成団体を含む。）は、応募者となることができません。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもの。
- イ 応募書類提出時点において、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中であるもの。
- ウ 応募書類提出時点において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき指定を取り消され、かつ、その取り消しの日から 2 年を経過していないもの。
- エ 税を滞納しているもの。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正又は再生手続開始の申立がなされ、かつ、その手続が終結していないもの。
- カ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められるもの。
- キ 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条、第 166 条第 2 項及び 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触するもの。ただし、地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条の規定に該当する場合を除く。

なお、応募以後、上記の欠格条項に該当した場合、指定管理者の候補者となることはできません。

## 8. 委託の禁止

管理業務を第三者に委託してはなりません。ただし、管理業務の一部であって、自ら行うことが困難であるものについては、市の承認を得て、委託することができます。

## 9. 募集要項・仕様書等の配布等

### (1) 配布場所

金沢市福祉局障害福祉課（金沢市役所第 1 本庁舎 1 階） 担当：江下、善家  
〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号  
TEL：076-220-2289  
E-mail：syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

### (2) 郵送

郵送を希望される場合は、返信先住所及び名称を記載した返信用封筒に 250 円分の切手を貼付し、同封のうえ、上記あて請求してください。

### (3) 配布期間

令和 2 年 8 月 25 日（火）から 9 月 16 日（水）まで  
（閉庁日を除く 午前 9 時から午後 5 時 45 分）

### (4) ホームページ

下記ホームページからも募集要項、仕様書、提出書類の様式を入手できます。  
金沢市ホームページ「いいね金沢」  
（くらしのトップ>市政情報>指定管理者制度・PFI 等>指定管理者の募集）

## 10. 提出書類

- (1) 金沢市障害者高齢者体育館指定管理者指定申出書（様式第1号）  
ただし、グループ応募の場合は、グループ構成団体一覧（様式第1号の2）、グループ応募理由及びグループ内業務分担表（様式第1号の3）、共同事業体協定書兼委任状（様式第1号の4）を添付してください。
- (2) 金沢市障害者高齢者体育館指定管理者事業計画書（様式第2号）
- (3) 金沢市障害者高齢者体育館の管理に関する業務の収支予算書（様式第3号）
- (4) 金沢市障害者高齢者体育館管理運営費提案書（様式第4号）  
記入に当たっては、仕様書に添付された「標準管理運営費積算表」を参考とし、提案書に指定予算額と記されている経費については、「標準管理運営費積算表」の金額を記入してください。
- (5) 申出団体概要調書（様式第5号）  
申出団体の定款、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要がわかる資料も添付してください。
- (6) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (7) 誓約書（様式第6号）
- (8) 申出団体の国税の納税証明書（令和2年9月以降に発行したもの）
- (9) 市税滞納有無調査承諾書（様式第7号）
- (10) 申出団体の経営状況に関する書類  
申出団体の申出日の直近2事業年度の財務諸表  
（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）
- (11) 職員・従業員等調書（様式第8号）
- (12) 申出団体に類似施設等の管理運営実績がある場合においては、類似施設等管理運営実績表（様式第9号）
- (13) 申出団体がISO9001の認証を取得している場合においては、認証取得証明書（写）
- (14) その他金沢市が必要であると認める書類

なお、グループ応募の場合、(1)～(4)はグループ名称で提出し、(5)～(14)は代表団体及び構成団体のすべてについて提出してください。

## 11. 応募者説明会

- (1) 内容  
応募方法、応募書類、指定管理業務等について説明会を開催します。  
応募される法人等又はグループは、この説明会に必ず参加していただくことが必要となります。  
審査項目及び標準管理運営費積算表、その他資料は、説明会で配布します。  
参加者は、応募を予定する1法人等又は1グループについて2人以内とします。  
説明会の当日は、併せて現場説明会も開催します。
- (2) 日時  
令和2年9月17日（木）午前10時から正午まで

(3) 場所

金沢市障害者高齢者体育館（金沢市駅西本町2丁目3番27号）

(4) 参加申込み

応募者説明会参加申込書（別記様式1）を提出して参加してください。

申込み期限は、説明会開催日の前日の午後5時45分までとします。

申込先は、障害福祉課とします。

12. 応募書類の提出

(1) 提出期間

令和2年9月17日（木）から10月23日（金）まで

（閉庁日を除く 午前9時から午後5時45分）

\*郵送の場合は10月23日の消印有効とします。

(2) 提出先

障害福祉課

(3) 提出物（次のア、イとも必要です）

ア 提出書類 各1部（日本産業規格A4サイズ）

イ 上記提出書類のうち、様式第1号から様式第9号までの電子データを格納したCD-R（必ず応募者の名称を記載したラベルを貼付してください。）

13. 質問等

募集要項、その他募集に関しては、下記により質問を受け付けます。

質問は、質問書（別記様式2）に記入のうえ、障害福祉課までE-mailで送るか、持参してください。口頭による質問は受け付けません。

質問に対しては、後日、E-mail等で回答します。

質問の期限は、10月2日（金）午後5時45分までとします。

14. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

金沢市指定管理者選定会による1次審査（書類審査）及び2次審査（面接審査（プレゼンテーション））の結果を踏まえて、指定管理者候補者を選定します。

(2) 1次審査

主な審査項目は、「安定的な管理運営の確保」「効率的な管理運営の実施」「専門的なサービスの提供」「市民サービス向上」ですが、詳細については、応募者説明会時に資料を配布します。なお、1次審査の結果は、12月上旬頃に応募者全員（グループ応募の場合は、代表団体）にお知らせする予定です。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとします。

### (3) 2次審査

2次審査は、1次審査通過者を対象に、12月下旬頃に実施します。詳細については、1次審査の結果通知に併せお知らせしますが、提出した事業計画書等の内容について、選定員にプレゼンテーションを行い、選定員の質問に回答していただきます。

単独の応募の場合は代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席を、グループ応募の場合は代表団体の代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席をお願いします。

2次審査の結果は、2次審査を受けられた方全員(グループ応募の場合は代表団体)に、1月上旬頃までに文書でお知らせします。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して7日(金沢市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を含まない。)以内に書面により、説明を求めることができます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとします。

### (4) 選定結果等の公表

ホームページ上で、応募状況及び選定結果(指定管理者候補者名、主な選定理由、応募団体名等)を公表します。

## 15. 指定手続

指定管理者候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案が金沢市議会(令和2年度3月定例会月議会)で議決された後に指定管理者として指定します。

## 16. 留意事項

(1) 応募に関する費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い

ア 事業計画書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし金沢市は、指定管理者の選定結果の公表等に必要な場合は、提案書の内容を使用できるものとします。

イ 金沢市が受理した提出書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

ウ 金沢市が受理した提出書類の修正(軽微な修正を除く)は認めません。

エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

オ 情報公開の請求があった場合は、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)に基づき公開することとなります。

(3) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面によるものとします。

## 17. 問い合わせ先

金沢市福祉局障害福祉課 (金沢市役所第1本庁舎1階) 担当: 江下、善家

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL: 076-220-2289

E-mail: syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

【スケジュール一覧】

募集要項の配布期間	令和2年8月25日から9月16日まで
応募者説明会	令和2年9月17日
質問の提出期限	令和2年10月2日
質問に対する回答	令和2年10月9日頃
応募書類の提出期間	令和2年9月17日から10月23日まで
1次審査(書類審査)	令和2年11月下旬
1次審査結果の通知	令和2年12月上旬
2次審査(面接審査)	令和2年12月下旬
2次審査結果(内定)の通知	令和3年1月上旬
指定管理者の指定	令和3年3月(令和2年度3月定例会議決後)
協定の締結、業務開始	令和3年4月1日